



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 3月26日火曜日 第1342号外 1

## ◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例.....	1
愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例.....	2
愛媛県地方局設置条例の一部を改正する条例.....	3
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....	3
知事等の給与の特例に関する条例.....	3
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	4
愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	5
愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例...	6
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	7
愛媛県男女共同参画推進条例.....	9
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例.....	12
理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例...	12
愛媛県ふく取扱者条例の一部を改正する条例.....	12
愛媛県食肉衛生検査センター設置条例.....	13
愛媛県精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例.....	13
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	13
愛媛県介護保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例.....	14
愛媛県森林整備地域活動支援基金条例.....	15
愛媛県漁港施設事業負担金条例等の一部を改正する条例.....	15
愛媛県土地収用事業認定審議会条例.....	15
愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例.....	16
愛媛県建築基準法施行条例の一部を改正する条例.....	16
愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例.....	17
愛媛県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関 する条例の一部を改正する条例.....	17
職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改 正する条例.....	17
愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....	17
愛媛県県立高等学校新設基金条例を廃止する条例.....	18
愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例.....	18
愛媛県警察職員定数条例等の一部を改正する条例.....	18
愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....	19
愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	22

## 条 例

### ○愛媛県条例第 1 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

**第 1 条** 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年愛媛県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基づき」の下に「、並びに育児休業法を実施

するため」を加える。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員

第 3 条第 1 号中「、又は」を「、若しくは」に、「失った」を「失い、又は第 5 条第 2 号に掲げる事由に該当したことにより育児休業の承認が取り消された」に、「又は出産に」を「若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に」に改め、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が 3 月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。

第 5 条中「育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこと」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

第 5 条の 2 を第 5 条の 3 とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（任期付採用職員の任期の更新）

**第 5 条の 2** 任命権者は、育児休業法第 6 条第 3 項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

**第 2 条** 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「職員（）」の下に「職員の配偶者で当該子の親であるものが、」を加え、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「ものない職員に限る」を「者に該当する場合における当該職員を除く」に改め、同条第 2 項中「職員（）」の下に「職員の配偶者で当該子の親であるものが、」を加え、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「ものない職員に限る」を「者に該当する場合における当該職員を除く」に改め、「人事委員会規則で定める日から起算して 1 年を経過する日までの間において」及び「（職員が、勤務の制限を必要とする期間が 1 年に満たないため、

1年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあつては、当該人事委員会規則で定める日から起算して当該請求に係る期間を経過する日までの間において当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間）」を削り、同条第3項中「前2項中「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「養育する」とあるのは「」を「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を」に改める。

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

**第3条** 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「教育職員（」の下に「教育職員の配偶者で当該子の親であるものが、」を加え、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「もののない教育職員に限る」を「者に該当する場合における当該教育職員を除く」に改め、同条第2項中「教育職員（」の下に「教育職員の配偶者で当該子の親であるものが、」を加え、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「もののない教育職員に限る」を「者に該当する場合における当該教育職員を除く」に改め、「人事委員会規則で定める日から起算して1年を経過する日までの間において」及び「（教育職員が、勤務の制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあつては、当該人事委員会規則で定める日から起算して当該請求に係る期間を経過する日までの間において当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間）」を削り、同条第3項中「前2項中「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「養育する」とあるのは「」を「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員（教育職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該教育職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある教育職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）におけ

る」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員（教育職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該教育職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「要介護者のある教育職員」と、「、当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を」に改める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

**第4条** 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「1歳」を「3歳」に改める。

（愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第5条** 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「1歳」を「3歳」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第143号。以下「改正法」という。）の施行の日前に改正法の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正法の規定による改正後の育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情には、改正法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。
- 3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第2条の規定による改正後の職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第12条第2項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定及び第3条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第12条第2項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする請求に係る正規の勤務時間外の勤務の制限について適用し、同日前にした請求に係る正規の勤務時間外の勤務の制限については、なお従前の例による。

**○愛媛県条例第2号**

愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例**

愛媛県職員定数条例（昭和30年愛媛県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「4,568人」を「4,562人」に、「13人」を「15人」に、「12人」を「16人」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

次に掲げる職員は、定数の外に置く。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 第2条第1号ア及び第7号の職員のうち、次に掲げる職員

ア 国又は他の地方公共団体に派遣されている職員

イ 県行政の運営上職員を派遣することが特に必要と認められる公共的団体に派遣されている職員

第4条第2項中「第2条第1号ア」を「同項第1号に掲げる職員にあつては第2条各号の職員の員数が当該各号に掲げる職員の定数を、同項第2号に掲げる職員にあつては同条第1号ア」に改める。

**附 則**

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**○愛媛県条例第3号**

愛媛県地方局設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県地方局設置条例の一部を改正する条例**

愛媛県地方局設置条例（昭和55年愛媛県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「出張所その他の」を削る。

**附 則**

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**○愛媛県条例第4号**

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

**職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(32) 特殊自動車運転作業手当

第32条中「12,800円」を「13,300円」に改める。

第50条中「15,000円」を「15,300円」に改める。

第64条の2を第64条の4とし、第64条の次に次の2条を加える。

（特殊自動車運転作業手当）

**第64条の2** 特殊自動車運転作業手当は、農業大学校等で人事委員会が定めるものに勤務する職員が、特殊自動車で人事委員会が定めるものの運転作業に従事したときに支給する。

**第64条の3** 前条に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき290円を超えて支給してはならない。

**附 則**

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**○愛媛県条例第5号**

知事等の給与の特例に関する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

**知事等の給与の特例に関する条例**

（知事、副知事、出納長、管理者及び常勤の監査委員の給料の特例）

**第1条** 知事、副知事、出納長、管理者及び常勤の監査委員の給料月額、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、それぞれ同表給料月額の欄に掲げる額からその100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。

（教育長の給料の特例）

**第2条** 教育長の給料月額は、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額からその100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

（理事の給料の特例）

**第3条** 理事の給料月額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第19条の6において準用する特別職給与条例別表第1管理者の項の規定にかかわらず、同項給料月額の欄に掲げる額からその100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項同欄に掲げる額とする。

（職員の管理職手当の特例）

**第4条** 職員給与条例第18条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員（給料月額の100分の20以上の管理職手当を支給される職員に限る。）の管理職手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められた額とする。

**附 則**

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成15年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第 6 号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の表 2 の項事務の欄中「第 1 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「訂正」を「書換え交付」に改め、同項名称の欄中「栄養士免許証訂正手数料」を「栄養士免許証書換え交付手数料」に改め、同表 3 の項事務の欄中「第 1 条第 2 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同表 8 の項同欄中「第 8 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同表 9 の項同欄中「第 12 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改め、同項の次に次のように加える。

9 の 2 温泉法第 15 条第 1 項の規定に基づく温泉成分分析機関の登録の申請に対する審査	温泉成分分析機関登録申請手数料	50,000円
---	-----------------	---------

別表 2 の表 93 の項の次に次のように加える。

93 の 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第 3 号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料	35,000円
--	----------------------	---------

別表 2 の表 94 の項事務の欄中「同項第 3 号」を「同項第 4 号」に改め、同表 95 の項同欄中「同項第 4 号」を「同項第 5 号」に改め、同項の次に次のように加える。

95 の 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく建築物排水管清掃業者（同項第 6 号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物排水管清掃業者登録手数料	35,000円
---	-----------------	---------

別表 2 の表 96 の項事務の欄中「同項第 5 号」を「同項第 7 号」に改め、同表 97 の項同欄中「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」を「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 156 号）附則第 3 条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に改め、同項の次に次のように加える。

97 の 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理業者（同項第 8 号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物環境衛生総合管理業者登録手数料	45,000円
--	--------------------	---------

別表 4 の表 16 の項事務の欄中「第 9 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改め、同表 17 の項同欄中「第 11 条第 3 項」を「第 12 条第 3 項」に改め、同表 18 の項同欄中「第 11 条の 2」を「第 13 条」に改め、同表 19 の項同欄中「第 14 条第 1 項」を「第 17 条第 1 項」に改め、同表 20 の項同欄中「第 18 条」を「第 21 条」に改め、同表 53 の項を次のように改める。

53 削除		
-------	--	--

別表 4 の表 54 の項事務の欄中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第 2 条第 3 項（同令第 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）」を「小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 13 年政令第 83 号。以下 60 の項までにおいて「整備令」という。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる整備令第 1 条の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令（昭和 28 年政令第 259 号）（以下 60 の項までにおいて「旧船籍令」という。）第 3 条第 2 項において準用する旧船籍令第 2 条第 3 項」に改め、同表 55 の項同欄、同表 56 の項同欄、同表 57 の項同欄、同表 58 の項同欄、同表 59 の項同欄及び同表 60 の項同欄中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令」を「整備令附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧船籍令」に改め、同表 61 の項同欄中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第 9 条」を「小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和 28 年政令第 259 号）第 1 条」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

- (1) 総トン数5トン以上20トン未満の小型漁船次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 ア 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 1隻につき37,000円  
 イ その他の場合 1隻につき26,000円
- (2) 総トン数3トン以上5トン未満の小型漁船次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 ア 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 1隻につき16,000円  
 イ その他の場合 1隻につき10,000円
- (3) 総トン数3トン未満の小型漁船（知事が実測を伴う測度を行う場合に限る。） 1隻につき10,000円

別表6の表54の項の次に次のように加える。

55 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第25条第1項の規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録の申請に対する審査	第二種特定製品引取業者登録申請手数料	4,000円
56 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第28条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録の更新の申請に対する審査	第二種特定製品引取業者登録更新申請手数料	3,000円
57 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第1項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査	第二種フロン類回収業者登録申請手数料	5,000円
58 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第33条第1項において準用する同法第12条第1項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第二種フロン類回収業者登録更新申請手数料	4,000円

**附 則**

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第7号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例**

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第46条の2第1項第3号中「地方バス路線の」を「生活交通路線の」に、「地方バス路線維持費補助」を「バス運行対策費補助」に改める。

附則第16条第1項中「に係る譲渡所得等（以下この項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」を「（以下この項において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）」に改め、同条第

2項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 附則第5条の規定の適用については、同条中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第10項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(2) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条第1項の規定による県民税の所

得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。）の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。）の額並びに法附則第35条の2第10項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。

- (3) 附則第7条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」とする。

附則第16条の2第2項第1号中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第16条の3第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。）の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第16条の3第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」と、同項第2号中「除く。）の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。）の額並びに法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項の規定に係る市町村の条例の規定による市町村民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。

附則第16条の2第2項第3号中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改め、同条を附則第16条の3とし、附則第16条の次に次の1条を加える。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

**第16条の2** 県民税の所得割の納税義務者が前年中に法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等（以下この項及び次項において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡（次項の規定の適用を受けるものを除く。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第1項の規定により法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.6に相当する額とする。

- 2 平成16年度から平成18年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲

渡のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合において、当該上場株式等が法附則第35条の2の2第2項に規定する長期所有上場株式等であるときは、当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第1項の規定により法附則第35条の2の2第2項に規定する長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、法附則第35条の2の2第2項に規定する長期所有上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1に相当する額とする。

- 3 前2項の規定の適用がある場合における前条第2項の規定の適用については、同項第1号中「及び附則第16条第1項」とあるのは「及び附則第16条第1項（附則第16条の2第1項又は第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、「同条第1項」とあるのは「同条第1項（法附則第35条の2の2第7項において準用する同条第1項又は第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第46条の2第1項第3号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成15年1月1日以後に行う租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第134号）第1条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11第1項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る個人の県民税について適用する。

（自動車税に関する経過措置）

- 3 新条例第46条の2第1項第3号の規定は、平成14年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成13年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

#### ○愛媛県条例第8号

愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例

（趣旨）

- 第1条** 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）に係る県税の特別措置については、この条例の定めるところによる。

（県民税の課税免除）

- 第2条** 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の

4の収益事業（以下「収益事業」という。）を行わない特定非営利活動法人については、県民税の均等割を課税しない。

2 収益事業を行う特定非営利活動法人については、その設立の日（特定非営利活動促進法第13条第1項の規定により設立の登記がされた日をいう。以下同じ。）から3年以内に終了する各事業年度のうち、当該収益事業に係る所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、当該事業年度に係る県民税の均等割を課税しない。

（不動産取得税の課税免除）

**第3条** 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業（特定非営利活動促進法第11条第1項第3号の規定により特定非営利活動法人の定款に定める特定非営利活動に係る事業をいう。以下同じ。）の用に供するための不動産（収益事業の用に供するものを除く。）を取得したときは、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

2 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための不動産（収益事業の用に供するものに限る。）をその設立の日から1年以内に無償で取得し、かつ、当該不動産について当該期間内に所有権の移転の登記がされたときは、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

（自動車税の課税免除）

**第4条** 特定非営利活動法人が所有する自動車（特定非営利活動法人が使用する自動車でこの条の規定の適用がないとしたならば愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第42条第3項の規定により自動車税が課されるべきものを含む。）でその行う特定非営利活動に係る事業の用に供するためのもの（収益事業の用に供するものを除く。）に対しては、自動車税を課税しない。

（自動車取得税の課税免除）

**第5条** 特定非営利活動法人が、その行う特定非営利活動に係る事業の用に供するための自動車をその設立の日から1年以内に無償で取得し、かつ、当該自動車について当該期間内に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第13条の規定による移転登録又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入若しくは道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入（所有者又は使用者の変更によるものに限る。）がされたときは、当該自動車の取得に対する自動車取得税を課税しない。

（申告）

**第6条** この条例の規定の適用を受けようとする特定非営利活動法人は、県民税、不動産取得税、自動車税又は自動車取得税に関する申告期限（普通徴収の方法によって徴収される自動車税にあっては、納期限前7日）までに、知事が定める事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 第2条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間分の県民税について適用する。

3 第2条第2項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の県民税について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 第3条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

（自動車税に関する経過措置）

5 第4条の規定は、平成14年度以後の年度分の自動車税について適用する。

（自動車取得税に関する経過措置）

6 第5条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

#### ○愛媛県条例第9号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表6の項事務の欄第2号中「第4条」を「第4条第2項」に改め、同項同欄第3号及び第4号を次のように改める。

(3)及び(4) 削除

別表6の項事務の欄第5号中「政令第2条の3第1項」を「栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。）第1条第2項」に、「第5条の2」を「第2条第3項」に、「登録」を「免許」に改め、同項同欄第6号中「第2条の3第2項」を「第1条第3項」に、「同項の登録証」を「法第4条第4項の管理栄養士免許証」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6)の2 政令第3条第1項の規定に基づく栄養士名簿の訂正の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

別表6の項事務の欄第7号中「第2条の4第2項」を「第3条第4項」に、「同条第1項」を「同条第3項」に改め、同号の次に次の3号を加える。

(7)の2 政令第4条第1項の規定に基づく栄養士名簿の登録の抹消の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(7)の3 政令第4条第2項の規定により知事を経由する同項の規定に基づく管理栄養士名簿の登録の抹消の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(7)の4 政令第5条第1項の規定に基づく栄養士免許証の書換え交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書

の知事への送付に関する事務並びに栄養士免許証の交付に関する事務

別表6の項事務の欄第8号中「第2条の5第2項」を「第5条第2項」に、「同条第1項」を「同項」に、「登録証」を「管理栄養士免許証」に、「同条第3項」を「同条第5項において準用する政令第1条第3項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(8)の2 政令第6条第1項の規定に基づく栄養士免許証の再交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに栄養士免許証の交付に関する事務

別表6の項事務の欄第9号中「第2条の6第2項」を「第6条第6項」に、「同条第1項」を「同条第2項」に、「登録証」を「管理栄養士免許証」に、「同条第4項」を「同条第7項において準用する政令第1条第3項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(9)の2 政令第6条第5項並びに第8条第1項及び第3項の規定に基づく栄養士免許証の返納の受付及び知事への送付に関する事務

別表6の項事務の欄第10号中「第2条の6第3項及び第2条の8」を「第6条第6項並びに第8条第2項及び第4項」に、「これら」を「政令第6条第5項並びに第8条第2項及び第4項」に、「登録証」を「管理栄養士免許証」に改め、同項同欄第11号中「第3条」を「第9条」に改め、同項同欄第12号中「第5条第2項」を「第12条第2項」に、「第3条」を「第9条」に、「第5条第1項」を「第12条第1項」に、「指定養成施設」を「法第2条第1項に規定する養成施設（以下この項において「指定養成施設」という。）」に改め、同項同欄第13号中「第5条の2」を「第13条」に改め、同項同欄第14号中「第5条の3」を「第14条」に改め、同項同欄第15号中「第5条の4」を「第15条」に改め、同項同欄第16号及び第17号を削り、同表8の項同欄第1号の次に次の2号を加える。

(1)の2 法第5条第2項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく有効期間の更新の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

(1)の3 法第6条第1項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事の完了又は廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

別表8の項事務の欄第2号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項同欄第3号を次のように改める。

(3) 法第15条第1項の規定に基づく登録の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務  
別表8の項事務の欄第3号の次に次の2号を加える。

(3)の2 法第16条の規定に基づく申請事項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(3)の3 法第17条第1項の規定に基づく温泉成分分析の業務の廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

別表8の項事務の欄第4号中「前3号」を「前各号」に改

め、同表17の項同欄第2号を次のように改める。

(2) 削除

別表17の項事務の欄第5号の次に次の3号を加える。

(5)の2 法第50条の3第1項の規定に基づく精神障害者居宅生活支援事業を行う旨の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(5)の3 法第50条の3第2項の規定に基づく届出事項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

(5)の4 法第50条の3第3項の規定に基づく精神障害者居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

別表17の項事務の欄第7号を次のように改める。

(7) 削除

別表17の項の次に次のように加える。

17の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村
(1) 法第45条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令で定める精神障害の状態にないと認められた旨の通知に係る通知書の交付に関する事務	
(2) 政令第4条の2第1項の規定に基づく費用を負担しない旨の通知に係る通知書の交付に関する事務	
(3) 前2号に定めるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	

別表22の項を次のように改める。

22 削除	
-------	--

別表27の項事務の欄第5号中「第14条第1項」の下に「から第3項まで」を、「第21条第3項」の下に「及び第4項」を加え、同項同欄第7号中「第39条第4項」の下に「及び第5項」を、「事業計画」の下に「若しくは事業基本方針」を加え、同表34の項同欄に次の4号を加える。

(4) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定に基づく専用水道給水開始前の届出の受理に関する事務

(5) 法第36条の規定に基づく専用水道又は簡易専用水道に係る施設の改善指示等に関する事務

(6) 法第37条の規定に基づく専用水道又は簡易専用水道に係る給水停止命令に関する事務

(7) 法第39条第2項及び第3項の規定に基づく専用水道又は簡易専用水道に係る報告の徴収又は立入検査に関する事務

別表34の項市町村の欄中「各市」を「各市町村」に改め、同表35の項を次のように改める。

35 削除	
-------	--

別表50の項事務の欄第9号中「第36条第1項第3号ハ」を「第36条第1項第3号ホ」に改め、同表54の項同欄第2号中「第16条」を「第17条」に改め、同項同欄第3号中「第17条及び第18条」を「第18条及び第19条」に改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別



表50の項及び54の項の改正規定は、公布の日から施行する。

## ○愛媛県条例第10号

愛媛県男女共同参画推進条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 愛媛県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条 第16条）

第3章 男女共同参画を推進するための体制（第17条 第23条）

第4章 苦情等の処理（第24条・第25条）

第5章 愛媛県男女共同参画会議（第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

愛媛県においても、国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性の地位向上と社会参加の促進に向けた様々な取組が進められてきたが、性別による固定的及び差別的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、依然として社会に根強く残っており、性に起因する暴力や不利益な取扱いなど男女平等の実現を阻む多くの課題が各分野に存在している。

一方、少子高齢化の急速な進展などの社会環境の大きな変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮して、社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題となっている。

このため、男女の人権が共に尊重される社会づくりを基礎として、性別による役割分担意識の解消を図り、併せてそれに基づく社会慣行を是正するとともに、政策又は方針の決定過程に共同して参画する機会の拡大や家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援などの取組を総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

このような現状にかんがみ、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、農林水産業の従事者が多いことなどの愛媛県の地域特性に配慮しつつ、県民、事業者、市町村及び国との連携と協働の下に、男女共同参画社会の早期の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は

、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動をとることにより当該者の生活、教育、就業等における環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為（身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）をいう。

（基本理念）

**第3条** 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責務を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことを旨として、推進されなければならない。
- 6 男女共同参画は、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれることを旨として、推進されなければならない。
- 7 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

8 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、広く世界に向けた視野に立って推進されなければならない。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

**第5条** 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

**第7条** 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを始めとする男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

4 県は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

(情報の公表に際しての留意)

**第8条** 何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別若しくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

2 何人も、不特定多数の者に表示する情報において過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

**第9条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、愛媛県男女共同参画会議に諮問するものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

**第10条** 県は、県民、事業者及び市町村が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

2 県は、審議会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(農林水産業等の分野における環境整備)

**第11条** 県は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、家庭、職域及び地域における性別による固定的な役割分担意識の解消その他の必要な環境整備を行うものとする。

(調査研究)

**第12条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

(広報活動及び教育分野における措置)

**第13条** 県は、広報活動等の充実により、男女共同参画に関する県民及び事業者その他の民間の団体(以下「県民等」という。)の関心と理解を深めるよう努めるとともに、学校教育及び社会教育の分野において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

**第14条** 県は、県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第15条** 県は、男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(年次報告)

**第16条** 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

## 第3章 男女共同参画を推進するための体制

(財政上の措置等)

**第17条** 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(総合的な拠点施設の設定)

**第18条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民等及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(県と市町村との協働)

**第19条** 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県と協働して男女共同参画の推進に関する施策を実施すること及び県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

(事業者からの報告等)

**第20条** 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況その他の事項を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることができる。

(県民等からの意見の申出)

**第21条** 県民等は、男女共同参画の推進に必要な事項に関し、知事に対し、意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

**第22条** 男女共同参画の推進について、県民等の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、6月17日から23日までとする。

(推進体制の整備)

**第23条** 第17条から前条までに定めるもののほか、県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

#### 第4章 苦情等の処理

(愛媛県男女共同参画推進委員)

**第24条** 県民等からの次条第1項の申出を適切かつ迅速に処理するため、愛媛県男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

2 推進委員の数は、3人以内とする。

3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 知事は、推進委員が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して罷免することができない。

(1) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他推進委員たるに適しない非行があると認めるとき。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、知事が定める。

(苦情及び人権侵害の申出)

**第25条** 県民等は、次に掲げる場合には、推進委員にその旨及び改善すべきとする事項を申し出ることができる。

(1) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策(以下「県の施策」という。)について苦情がある場合

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合

2 推進委員は、前項の申出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を行う。

(1) 前項第1号に掲げる場合における申出があったとき必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。

(2) 前項第2号に掲げる場合における申出があったとき必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

3 前項第1号の勧告等を受けた機関は、当該勧告等に適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速やかに推進委員に報告するものとする。

4 推進委員は、第2項第2号の助言、是正の要望等を行った関係者に対し、当該助言、是正の要望等への対応の状況について報告を求めることができる。

5 推進委員は、第2項に規定する事務の処理の状況及び前2項の規定により報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する県の機関その他の機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。

#### 第5章 愛媛県男女共同参画会議

**第26条** 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。

2 参画会議は、委員21人以内で組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

4 第24条第4項の規定は、委員について準用する。

5 第2項から前項までに定めるもののほか、参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 第6章 雑則

(委任)

**第27条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成14年 4月 1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月 1日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年 3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 愛媛県女性総合センターの項目的の欄中「開発等」の下に「を通じて男女共同参画の推進」を加え、「行うとともに、」を「行い、及び」に、「提供する」を「提供するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導及び情報の提供その他の援助を行う」に改め、同表愛媛県婦人相談所の項同欄中「行なう」を「行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導、被害者の一時保護及び情報の提供その他の援助を行う」に改め、同表愛媛県立さつき寮の項同欄中「要保護女子」を「、要保護女子」に、「実施する」を「実施するとともに、配偶者からの暴力を受けた女性の保護を行う」に改め、同表愛媛県精神保健福祉センターの項同欄中「関し、」を「関する」に改め、「指導」の下に「並びに通院医療費の公費負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する判定等」を加え、同表愛媛県宇和海博物館の項を次のように改める。

愛媛県宇和海自然ふれあい館	足摺宇和海国立公園の自然との触れ合いを推進するため、同国立公園の自然に関する情報提供を行うとともに、休憩及び交流の場を提供する。	南宇和郡 西海町
---------------	--	-------------

別表第1 愛媛県林業試験場の項名称の欄中「愛媛県林業試験場」を「愛媛県林業技術センター」に改め、同項目的の欄中「林業に」を「林業、森林及び緑化に」に、「及び展示並びに研修施設」を「、展示、知識の普及、指導及び相談並びに研修施設等」に改め、同表愛媛県緑化センターの項を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成14年 4月 1日から施行する。  
（愛媛県緑化センター使用料条例の廃止）
- 愛媛県緑化センター使用料条例（昭和52年愛媛県条例第10号）は、廃止する。  
（愛媛県林業試験場使用料条例の一部改正）
- 愛媛県林業試験場使用料条例（平成2年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

愛媛県林業技術センター使用料条例

第1条中「愛媛県林業試験場」を「愛媛県林業技術センター」に、「研修室」を「施設」に改める。

第3条並びに第5条ただし書及び各号中「研修室」を「施設」に改める。

別表2を次のように改める。

2 施設の使用料

区 分	単 位	金 額
研修室	1日につき	6,310円
屋内緑化木展示流通施設	10平方メートル1日につき	80円
屋外緑化木展示流通施設	10平方メートル1日につき	5円
備考	屋内緑化木展示流通施設及び屋外緑化木展示流通施設については、10平方メートル又は1日未満の端数があるときは、それぞれ10平方メートル又は1日とする。	

○愛媛県条例第12号

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年 3月26日

愛媛県知事 加戸守行

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例

（理容師法施行条例の一部改正）

第1条 理容師法施行条例（平成12年愛媛県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第8条第3号」を「第9条第3号」に改める。

第4条第2項中「実地習練生及び」を削り、「これらの者」を「補助作業員」に改める。

第6条第4号を削る。

（美容師法施行条例の一部改正）

第2条 美容師法施行条例（平成12年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「実地習練生及び」を削り、「これらの者」を「補助作業員」に改める。

第6条第4号を削る。

附 則

この条例は、平成14年 4月 1日から施行する。ただし、第1条中理容師法施行条例第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県ふぐ取扱者条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年 3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県ふぐ取扱者条例の一部を改正する条例

愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号を削り、同条第1号中「精神病者又は」を削

り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 心身の障害により取扱者の業務を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

第6条第3号を削り、同条第4号中「第13条」を「第13条第2項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第13条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、取扱者が第6条第1号又は第2号に該当するに至つたときは、当該取扱者の免許を取り消すものとする。第13条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定により免許の取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、その申請に基づいて再免許を与えることができる。この場合においては、第7条第1項の規定を準用する。

第17条第1項第2号中「第13条」を「第13条第2項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**○愛媛県条例第14号**

愛媛県食肉衛生検査センター設置条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県食肉衛生検査センター設置条例**

(設置)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づき、と畜場法(昭和28年法律第114号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく食肉の検査その他の食肉の衛生に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査センターを設置する。

(名称、位置及び所管区域)

**第2条** 食肉衛生検査センターの名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
愛媛県食肉衛生検査センター	大洲市	県内全域(保健所を設置する市の区域を除く。)

(支所)

**第3条** 食肉衛生検査センターに、規則で定めるところにより、支所を置くことができる。

**附 則**

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第33条及び第63条中「保健所」を「食肉衛生検査センター」に改める。

**○愛媛県条例第15号**

愛媛県精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例**

愛媛県精神保健福祉審議会運営条例(昭和40年愛媛県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

**附 則**

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**○愛媛県条例第16号**

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第4八 医療職給料表(三)備考中「保健婦、看護婦、准看護婦」を「保健師、看護師、准看護師」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

**第2条** 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第45条中「看護婦、看護師、准看護婦又は准看護師」を「看護師又は准看護師」に、「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第55条第1号中「看護婦等」を「看護師等」に改める。

第57条中「保健婦又は保健士」を「保健師」に改める。

(准看護婦試験委員条例の一部改正)

**第3条** 准看護婦試験委員条例(昭和28年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**准看護師試験委員条例**

第1条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改める。

第2条第2項中「看護婦」を「看護師」に改める。

(愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県看護職員修学資金貸与条例(昭和37年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「保健婦(士)、助産婦、看護婦(士)及び准看護婦(士)」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める。

第2条第2号中「看護婦(士)」を「看護師」に改める。

第6条第1号才中「助産婦」を「助産師」に改め、同号力中「保健婦(士)」を「保健師」に改める。

(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

）  
**第5条** 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1愛媛県立伊予三島看護専門学校の項目的の欄中「看護婦及び看護師」を「看護師」に改める。

（愛媛県手数料条例の一部改正）

**第6条** 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表2の表10の項事務の欄中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、「（同法第60条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、「准看護婦又は准看護師」を「准看護師」に改め、同項名称の欄中「准看護婦又は准看護師」を「准看護師」に改め、同表11の項事務の欄中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、「（同法第60条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、「准看護婦試験又は准看護師試験」を「准看護師試験」に改め、同項名称の欄中「准看護婦又は准看護師」を「准看護師」に改め、同表12の項事務の欄中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、「（これらの規定を同法第60条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、「准看護婦試験合格証明書又は准看護師試験合格証明書」を「准看護師試験合格証明書」に改め、同項名称の欄中「准看護婦試験合格証明書又は准看護師試験合格証明書」を「准看護師試験合格証明書」に改め、同表13の項事務の欄中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「准看護婦免許証又は准看護師免許証」を「准看護師免許証」に改め、同項名称の欄中「准看護婦免許証又は准看護師免許証」を「准看護師免許証」に改め、同表14の項事務の欄中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「准看護婦免許証又は准看護師免許証」を「准看護師免許証」に改め、同項名称の欄中「准看護婦免許証又は准看護師免許証」を「准看護師免許証」に改め、同表15の項事務の欄、同表16の項同欄、同表17の項同欄、同表18の項同欄及び同表19の項同欄中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に改める。

（愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

**第7条** 愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表12の項事務の欄中「保健婦助産婦看護婦法（）」を「保健師助産師看護師法（）」に改め、同項同欄第1号中「（法第60条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、「准看護婦等」を「准看護師」に改め、同項同欄第2号中「第13条第2項（法第60条第1項において準用する場合を含む。）の准看護婦免許証等」を「第12条第2項の准看護師免許証」に改め、同項同欄第3号中「保健婦等」を「保健師等」に改め、同項同欄第4号中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「保健婦等」を「保健師等」に改め、同項同欄第5号中「准看護婦籍等」を「准看護師籍」に改め、同項同欄第6号中「保健婦籍等」を「保健師籍等」に改め、同項同欄第7号中「准看護婦籍等」を「准看護師籍」に改め、同項同欄第8

号中「保健婦籍等」を「保健師籍等」に改め、同項同欄第9号中「准看護婦籍等」を「准看護師籍」に改め、同項同欄第10号中「保健婦籍等」を「保健師籍等」に改め、同項同欄第11号中「准看護婦等」を「准看護師」に改め、同項同欄第12号中「保健婦等」を「保健師等」に改め、同項同欄第13号及び第14号中「准看護婦等」を「准看護師」に改め、同項同欄第15号及び第16号中「保健婦等」を「保健師等」に改め、同項同欄第17号中「准看護婦等」を「准看護師」に改め、同項同欄第18号中「保健婦等」を「保健師等」に改め、同項同欄第19号中「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に、「准看護婦試験等」を「准看護師試験」に改め、同項同欄第20号中「准看護婦試験等」を「准看護師試験」に改め、同項同欄第21号中「准看護婦試験合格証明書等」を「准看護師試験合格証明書」に改め、同表57の項同欄中「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に、「看護婦等確保推進者」を「看護師等確保推進者」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に従前の准看護婦試験委員である者は、この条例の施行の日に、第3条の規定による改正後の准看護師試験委員条例第2条第2項の規定により、准看護師試験委員として命ぜられ、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その命ぜられ、又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第3条の規定にかかわらず、同日における従前の准看護婦試験委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

#### ○愛媛県条例第17号

愛媛県介護保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県介護保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例

（愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部改正）

**第1条** 愛媛県介護保険財政安定化基金条例（平成12年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（繰替運用）

**第8条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（愛媛県中山間地域等直接支払基金条例の一部改正）

**第2条** 愛媛県中山間地域等直接支払基金条例（平成12年愛媛県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（繰替運用）

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(愛媛県情報通信技術講習推進基金条例の一部改正)

**第3条** 愛媛県情報通信技術講習推進基金条例(平成12年愛媛県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。  
(繰替運用)

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附則第2項中「平成14年3月31日」を「平成15年3月31日」に改める。

(愛媛県新緊急地域雇用創出基金条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県新緊急地域雇用創出基金条例(平成13年愛媛県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。  
(繰替運用)

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

**附 則**

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第3条中愛媛県情報通信技術講習推進基金条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### ○愛媛県条例第18号

愛媛県森林整備地域活動支援基金条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県森林整備地域活動支援基金条例

(設置)

**第1条** 森林の適正な整備を通じてその有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施に不可欠な地域における活動を支援するために市町村が行う森林所有者等に対する交付金の交付に要する経費の財源に充てるため、森林整備地域活動支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

**第5条** 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県条例第19号

愛媛県漁港施設事業負担金条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県漁港施設事業負担金条例等の一部を改正する条例

(愛媛県漁港施設事業負担金条例の一部改正)

**第1条** 愛媛県漁港施設事業負担金条例(昭和32年愛媛県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に、「修築」を「整備」に改める。

第2条の表漁港種別の項中「修築工事」を「整備工事」に改める。

附則第2項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「第9項から第11項」を「第2項から第4項」に改める。

(愛媛県漁港管理条例の一部改正)

**第2条** 愛媛県漁港管理条例(昭和33年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

第17条第1項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

(愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

**第3条** 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和48年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第21号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(愛媛県の海を管理する条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県の海を管理する条例(平成7年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

**附 則**

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### ○愛媛県条例第20号

愛媛県土地収用事業認定審議会条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県土地収用事業認定審議会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、土地収用法(昭和26年法律第219号)

第34条の7第2項の規定に基づき、同条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置される愛媛県土地収用事業認定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 審議会は、委員7人以内で組織する。

（委員）

**第3条** 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門委員）

**第4条** 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 前条第4項の規定は、専門委員について準用する。

（会長）

**第5条** 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開しない。

5 審議会の議事について直接の利害関係を有する委員は、当該議事に関する審議会の会議に出席し、又はその議決に加わることができない。

（庶務）

**第7条** 審議会の庶務は、土木部において処理する。

（雑則）

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、土地収用法の一部を改正する法律（平成13年法律第103号）の施行の日から施行する。

#### ○愛媛県条例第21号

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表1道後公園の項有料公園施設の種類及び名称の欄中「球戯場」を「球戯場  
駐 車 場」に改める。

別表3道後公園の部中球戯場の項の次に次のように加える。

駐 車 場	1台30分につき	100円
-------	----------	------

別表3注1中「1時間とし、」の下に「同公園の駐車場及び」を加える。

**附 則**

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県条例第22号

愛媛県建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

愛媛県建築基準法施行条例（昭和35年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

高さ5メートル以上のがけ（こう配が30度以上の傾斜地をいう。以下この条において同じ。）の下端に続く地盤面のうち、がけの上端からの水平距離ががけの高さの1.75倍以内の位置に居室を有する建築物を建築する場合には、がけの形状若しくは土質又は当該建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全上必要な擁壁をがけ又はがけの部分に設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) がけの形状又は土質により安全上支障がない場合
- (2) 当該建築物の主要構造部（がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造とした場合
- (3) がけと当該建築物との間に適当な流土止めを設けた場合
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（同条第4項の規定により公示された土砂災害の発生原因となる自然現象の種類が同法第2条に規定する急傾斜地の崩壊であるものに限る。以下「特別警戒区域」という。）内に当該建築物を建築する場合

2 高さ3メートルを超えるがけの上端に続く地盤面のうち、がけの下端からの水平距離ががけの高さの1.75倍以内の位置に建築物を建築する場合には、がけの形状若しくは土質又は当該建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全上必要な擁壁をがけ又はがけの部分に設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項第1号に該当する場合



(2) 当該建築物の基礎ががけに影響を及ぼさない場合  
第16条中「急傾斜地崩壊危険区域」の下に「(以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、特別警戒区域内の急傾斜地崩壊危険区域については、この限りでない。

**附 則**

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**○愛媛県条例第23号**

愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例**

愛媛県奨学資金貸与条例(昭和36年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「盲学校」を「中等教育学校の後期課程並びに盲学校」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

奨学金の貸与限度額は、次の表の左欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区 分	月 額
1 国立及び公立の高等学校又は高等専門学校	自宅通学のとき 18,000円
	自宅外通学のとき 23,000円
2 私立の高等学校又は高等専門学校	自宅通学のとき 30,000円
	自宅外通学のとき 35,000円
3 大学	42,000円

備考 この表において、「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいい、「自宅外通学のとき」とは、自宅通学のとき以外のときをいう。

**附 則**

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県奨学資金貸与条例第5条第1項の規定(高等学校及び高等専門学校に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後に高等学校又は高等専門学校に入学する者に係る奨学金の貸与限度額について適用し、同日前に高等学校又は高等専門学校に入学した者に係る奨学金の貸与限度額については、なお従前の例による。

**○愛媛県条例第24号**

愛媛県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例**

愛媛県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和63年愛媛県条例第25号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「並びに市町村立の小学校及び中学校」を削る。
- 第2条中「、県立大学以外の県立学校の学校医等に関して

は県教育委員会を」と及び「市町村の」を削る。

第6条中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の補償については、なお従前の例による。

**○愛媛県条例第25号**

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

**職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例**

(職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

**第1条** 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

**第2条** 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

**第3条** 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

(教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

**第4条** 教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

第7条の見出し中「勤務時間」を「正規の勤務時間」に改め、同条第1項中「が44時間」を「が勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務時間」に、「44時間を超えて」を「同項に規定する勤務時間を超えて正規の」に改める。

**附 則**

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**○愛媛県条例第26号**

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例**

愛媛県学校職員定数条例(昭和32年愛媛県条例第15号)の

一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定数)

第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 県立高等学校の職員	校 長	55人
	教 員	2,901人
	事 務 職 員	247人
	技 術 職 員	7人
	その他の職員	413人
	(うち実習助手 250人)	
	計	3,623人
(2) 県立盲学校、聾学校及び養護学校の職員	校 長	8人
	教 員	614人
	学校栄養職員	7人
	事 務 職 員	35人
	その他の職員	210人
	(うち寄宿舎指導員 135人、実習助手23人)	
	計	874人
(3) 市町村立小学校の職員	校長、教員	5,026人
	養 護 教 員	365人
	学校栄養職員	95人
	事 務 職 員	354人
	計	5,840人
(4) 市町村立中学校の職員	校長、教員	3,174人
	養 護 教 員	148人
	学校栄養職員	48人
	事 務 職 員	154人
	計	3,524人
計		13,861人

第4条第1項を次のように改める。

次に掲げる学校職員は、定数の外に置く。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている学校職員
  - (2) 県教育行政の運営上学校職員を派遣することが特に必要と認められる公共的団体に派遣されている学校職員
- 第4条第2項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県県立高等学校新設基金条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県立高等学校新設基金条例を廃止する条例

愛媛県県立高等学校新設基金条例(昭和59年愛媛県条例第32号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例(昭和57年愛媛県条例第24号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成14年3月31日において高等学校、大学又は高等専門学校に在学し、現に廃止前の愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例(以下「旧条例」という。)の規定により地域改善対策奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与を受けている者に係る当該奨学金の貸与については、旧条例第3条から第8条まで、第14条及び第15条の規定は、その者が当該学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。
- 3 旧条例の規定により貸与を受けた奨学金及び地域改善対策通学用品等助成金の返還については、旧条例第4条第2項、第9条から第12条まで、第13条第4項及び第5項、第14条並びに第15条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第29号

愛媛県警察職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察職員定数条例等の一部を改正する条例

(愛媛県警察職員定数条例の一部改正)

第1条 愛媛県警察職員定数条例(昭和33年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

	「 95人	「 96人
	194人	196人
第2条の表中	1,267人	を 1,295人 に、「2,653
	662人	677人
	2,218人」	2,264人」

人」を「2,699人」に改める。

第3条の見出しを「(定数外職員)」に改め、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員は、前条に定める定数の外に置く。
- 2 前項の職員が職務に復帰した場合において、前条各号の職員の員数が当該各号に掲げる職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、同条に定める定数の外に置く。

(愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例(平

成11年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中

「	95人	194人	1,264人	661人	2,214人	」を
「	96人	196人	1,295人	677人	2,264人	」に

改める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例(平成12年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「<sup>(12)</sup>及び<sup>(13)</sup>」を「<sup>(14)</sup>及び<sup>(15)</sup>」に改める。

第6条第1項中「<sup>(10)</sup>」を「<sup>(11)</sup>」に改める。

別表29の項事務の欄中「第89条」を「第89条第1項」に改め、同項金額の欄<sup>(1)</sup>中「第一種運転免許」を「特定第一種運転免許」に、「を除く」を「以外の第一種運転免許をいう。以下同じ」に改め、「第二種運転免許」の下に「(大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許を除く。)」を加え、同項同欄<sup>(1)</sup>イ中「行われる試験をその試験を行う者」を「行う試験を公安委員会」に、「4,350円」を「4,400円」に改め、同項同欄<sup>(2)</sup>ア中「第97条の2第1項」を「第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項」に、「2,050円」を「2,100円」に改め、同項同欄<sup>(2)</sup>イ中「行われる試験をその試験を行う者」を「行う試験を公安委員会」に改め、同項同欄<sup>(2)</sup>中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 同項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 2,050円

別表29の項金額の欄<sup>(4)</sup>ア中「同項」を「同法第97条の2第1項第2号に該当して同項」に、「2,000円」を「2,050円」に改め、同項同欄<sup>(4)</sup>イ中「3,200円」を「3,300円」に、「行われる試験をその試験を行う者」を「行う試験を公安委員会」に、「4,250円」を「4,400円」に改め、同項同欄<sup>(4)</sup>中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 同項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,700円

別表29の項金額の欄中<sup>(4)</sup>を<sup>(5)</sup>とし、<sup>(3)</sup>の次に次のように加える。

(4) 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 同項の規定の適用を受ける場合 2,100円

イ 同項の規定の適用を受けない場合 4,450円(同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、6,650円)

別表29の項の次に次のように加える。

29の2 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査	検査手数料	(1) 大型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 2,550円(公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,650円) (2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 4,300円(公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、5,300円)
----------------------------	-------	--

別表30の項金額の欄中「当該審査をその審査を行う者」を「公安委員会」に、「2,750円」を「2,800円」に改め、同表34の項金額の欄を次のように改める。

(1) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 14,750円
(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 20,500円
(3) 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。) 22,050円

別表36の項金額の欄を次のように改める。

(1) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 9,850円
(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 12,150円
(3) 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に

対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） 12,550円

別表37の項金額の欄(1)中「行われる試験をその試験を行う者」を「行う試験を公安委員会」に改め、同項同欄(2)中「行われる試験をその試験を行う者」を「行う試験を公安委員会」に、「2,950円」を「3,000円」に改め、同表38の項の次に次のように加える。

38の2 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の更新申請書の経由	経由手数料	600円
38の3 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書交付手数料	1,000円

別表40の項金額の欄(12)を削り、同項同欄(11)中「同項第11号」を「道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の道路交通法第108条の2第1項第11号」に改め、「1,700円（）」の下に「道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第24号）による改正前の」を加え、同項同欄中(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 同項第8号の2に掲げる講習 講習1時間につき 3,400円

別表40の項金額の欄中(13)を(15)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 同法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習 700円

イ 同表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習 1,050円

ウ 同表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習 1,700円（道路交通法施行令第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項第11号に掲げる講習の項の第3欄及び第4欄の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、1,050円）

(14) 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 講習1時間につき 2,050円

イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 講習1時間につき 1,500円

別表41の項事務の欄中「道路交通法施行令第37条の6に規定する」を削り、同項金額の欄を次のように改める。

(1) 道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習 1,800円  
 (2) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に及ぼす影響についての確認及びその結果に基づく指導を行う講習 2,750円  
 (3) 同令第37条の6の2第1号に規定する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 ア (2)に規定する講習の結果に基づき、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと公安委員会が認める者に対する講習 1,400円  
 イ アに規定する者以外の者に対する講習 6,150円

別表に次のように加える。

59 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定手数料	16,000円
60 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	自動車運転代行業認定証再交付手数料	1,900円
61 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え	自動車運転代行業認定証書換入手数料	2,100円

別表備考2の表を次のように改める。

審 査 細 目	区 分	技能検 定員審査 手数料の額 から減ず る額
1 技能検定員として必要な自動車の 運転技能	(1) 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	1,450 円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定 員審査	3,950 円
	(3) 大型自動車第二種免許等に係る 技能検定員審査	4,750 円
2 自動車の運転技能に関する観察及 び採点の技能	(1) 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	2,450 円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定 員審査	6,750 円
	(3) 大型自動車第二種免許等に係る 技能検定員審査	8,250 円
3 道路交通法第108条の28第4項に 規定する教則の内容となっている事 項	(1) 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	2,200 円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定 員審査	1,900 円
4 自動車教習所に関する法令につい ての知識	(1) 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	2,200 円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定 員審査	1,900 円
5 技能検定の実施に関する知識	(1) 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	2,100 円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定 員審査	1,950 円
6 自動車の運転技能の評価方法に関 する知識	(1) 特定第一種運転免許に係る技能 検定員審査	2,050 円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定 員審査	2,000 円
	(3) 大型自動車第二種免許等に係る 技能検定員審査	3,300 円
7 道路運送法（昭和26年法律第183 号）第2条第3項に規定する旅客自 動車運送事業及び自動車運転代行業 の業務の適正化に関する法律第2条 第1項に規定する自動車運転代行業 に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能 検定員審査	2,850 円
備考		
1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目 についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の 項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に特定第 一種運転免許に係る技能検定員審査については1,150円を、普通自動車免許に係る 技能検定員審査については950円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審 査については2,150円を減ずるものとする。		
2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目 についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の 項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に特定第 一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を、普通自動車免許に係る技 能検定員審査については300円を減ずるものとする。		

別表備考3の表を次のように改める。

審 査 細 目	区 分	教習指 導員審査 手数料の額 から減ず る額
1 教習指導員として必要な自動車の 運転技能	(1) 特定第一種運転免許に係る教習 指導員審査	1,450 円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導 員審査	4,100 円

	(3) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,900 円
2 技能教習に必要な教習の技能	(1) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350 円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350 円
	(3) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050 円
3 学科教習に必要な教習の技能	(1) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250 円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250 円
4 道路交通法第 108 条の28第 4 項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300 円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250 円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300 円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250 円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200 円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200 円
7 道路運送法第 2 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,850 円
備考 1 教習指導員審査を受けようとする者が 1 の項及び 2 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1 の項及び 2 の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については 1,200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 900円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については 2,000円を減ずるものとする。 2 教習指導員審査を受けようとする者が 4 の項及び 5 の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4 の項及び 5 の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については 100円を減ずるものとする。		

**附 則**

この条例は、平成14年 6月 1日から施行する。ただし、別表34の項、36の項並びに備考 2 の表及び 3 の表の改正規定は、同年 5月 1日から施行する。

**○愛媛県条例第31号**

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年 3月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号の表愛媛県立新居浜病院の項診療科目の欄中「脳神経外科」の下に「、呼吸器外科」を加える。

**附 則**

この条例は、平成14年 4月 1日から施行する。